

● 基本目標Ⅰ．意識を変える

～人権尊重にもとづく男女平等の意識を根づかせる～

基本課題Ⅰ．人権尊重の意識づくり

市民意識調査にもみられるように、社会のさまざまな分野における男女の不平等感は根強く、中でも「社会通念・慣習・しきたりなど」における不平等感は男女とも強く意識されています。身近な身の回りのことを一つずつ男女平等の視点で見直してみるという姿勢が必要です。

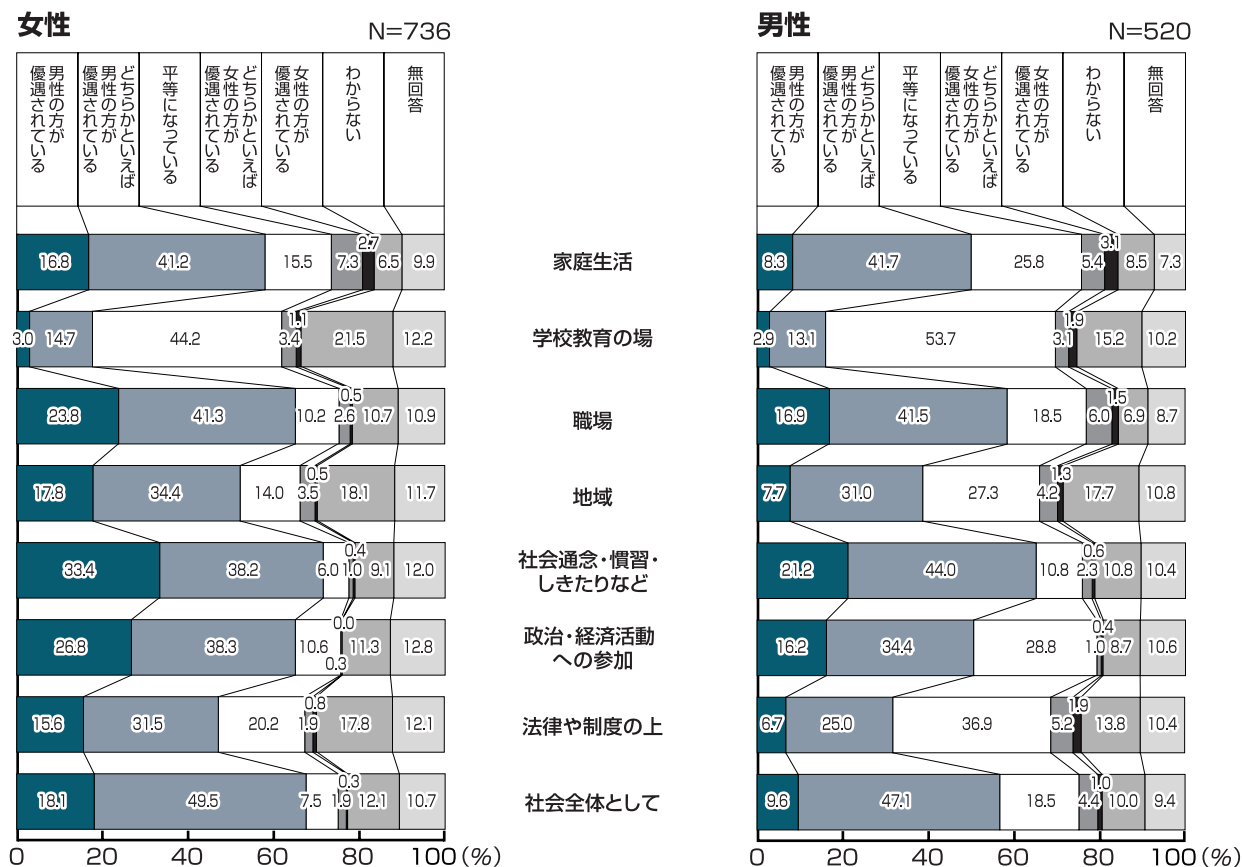
市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考えに対して保留的な態度をとる人や賛成する人、あるいは「女の子には女らしく、男の子には男らしく育てほしい」「3歳までは母親が育てる方がよい」と考える人も多く、性別役割分担や“子育ては母親の仕事”という考えが肯定される背景となっています。また、男女間で性別役割分担に対する意識の格差があり、今後の啓発の方向を考える上での課題となっています。

一方で、男性の半数以上の人々が「男もつらいとすることがある」と回答しました。「男は仕事、女は家庭」に代表される性別役割分担意識は、女性に対してだけでなく、男性に対しても性別による負担感を感じさせており、社会のさまざまな場面で男女の役割を固定化し、男女の自分らしい生き方を妨げることに繋がっています。

これらのことをふまえ、男性も女性も一人の人間として、対等な立場で互いに相手の意思を尊重する関係づくりへの意識啓発をこれまで以上に進めます。さらに、市職員のすべてに男女平等意識が浸透し、施策に反映されるよう、庁内における意識啓発も推進します。

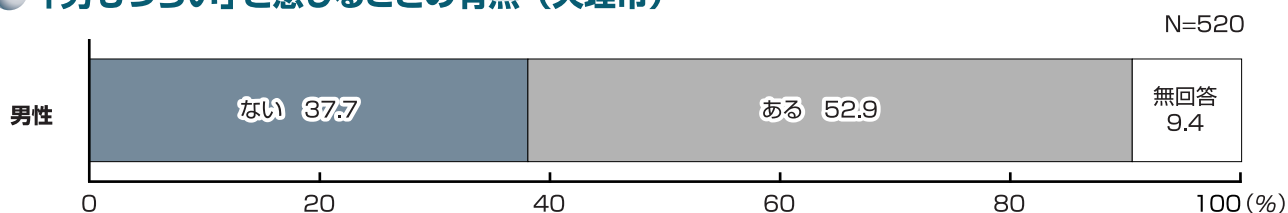


● 社会における男女の地位の平等について（天理市）



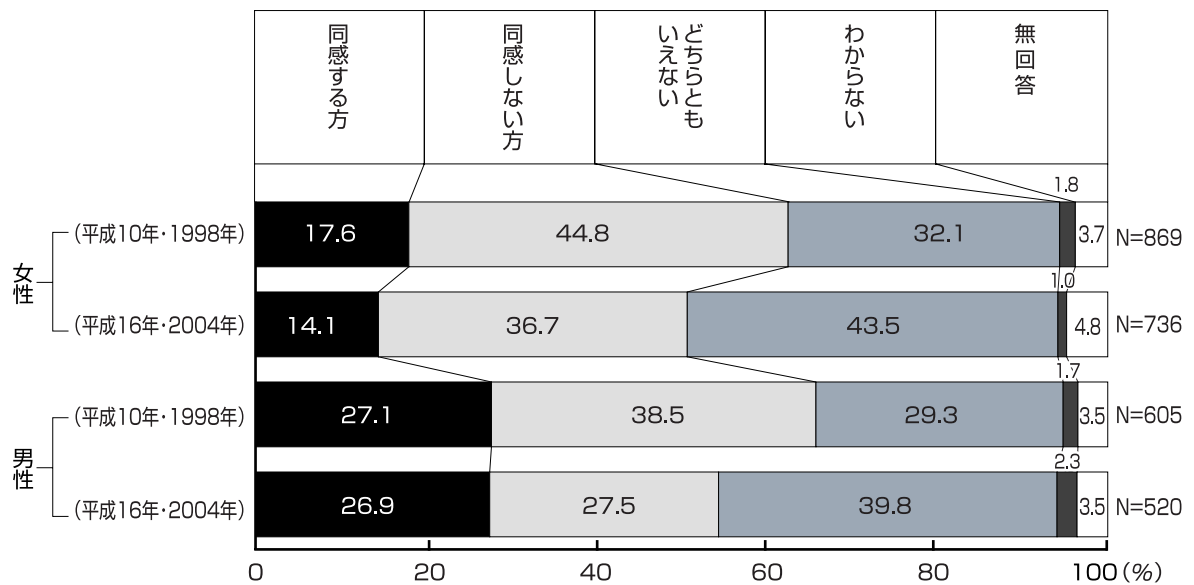
資料:天理市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」(平成16年・2004年)

● 「男もつらい」と感じることの有無（天理市）



資料:天理市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」(平成16年・2004年)

● 「男は仕事、女は家庭」という考え（性別役割分担意識）について（天理市）



資料:天理市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査報告書」(平成10年・1998年)

天理市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査報告書」(平成16年・2004年)

(注) 前回調査(平成10年・1998年)の「そう思う・思わない」は「同意する・しない」と同じ意味として扱う

基本施策 1 男女共同参画の視点に立った慣習、しきたりの見直し

	具体的施策	担当課
1	●地域活動における慣習・しきたりの見直し 地域団体を通じて、男女平等の視点での慣習やしきたりの見直しを働きかけます。	自治振興課 生涯学習課
2	●人権の視点に立った慣習・しきたりについての学習 人権啓発の取組の中で、慣習・しきたりにおける人権問題を取り上げます。	人権啓発課

基本施策 2 家庭・地域における男女平等意識の浸透

	具体的施策	担当課
3	●地域活動における男女平等意識の浸透 地域団体を通じて、地域活動の役割分担において男女平等の浸透を働きかけます。	自治振興課 生涯学習課
4	●男性向け講座の開催 夫婦学講座や男性学講座など、男性の意識変革につながる講座を開催します。	男女共同参画課 健康推進課

基本施策3 市職員における男女共同参画意識の啓発

	具体的施策	担当課
5	●男女共同参画の職場づくりに向けた取組 お茶くみ輪番制等、男女平等を基盤にした職場づくりを推進します。	全課
6	●男女共同参画をテーマにした職員研修の充実 職員研修のテーマに男女共同参画を組み込みます。	人事課 男女共同参画課
7	●男女共同参画推進庁内連絡会における学習の推進 連絡会委員の理解と認識を深め、各職場における男女平等・男女共同参画の推進役を担います。	男女共同参画課

基本施策4 人権侵害についての認識の啓発

	具体的施策	担当課
8	●さまざまな人権課題に対する理解の促進 講座や啓発冊子、広報紙など、さまざまな機会をとらえて人権問題の理解を促進します。	人権啓発課 男女共同参画課
9	●民生児童委員等への人権問題研修の充実 地域における相談役である民生児童委員、人権擁護委員等の人権意識を高めるための研修を充実します。	社会福祉課 児童福祉課 人権啓発課



基本課題2. 学校・園等における男女平等教育の推進

市民意識調査では、「学校教育の場」は他の分野に比べて、男女とも平等感の高い分野です。「学校基本調査」（文部科学省）によると、平成15年（2003年）度では女子の高等学校への進学率は男子を上回っており、また、女子の四年制大学への進学率も年々高くなり、短期大学への進学率を上回っています。

今日の学校教育においては教育を受ける権利は確立され、制度上の男女不平等はありませんが、進路指導や授業以外の学校生活などにいわゆる「隠れたカリキュラム※」が存在し、男女の性別に基づく異なる取り扱いや対応が行われていることがあります。国の「男女共同参画基本計画（第2次）」でも、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差の解消、とりわけ女子の科学分野への積極的な進路選択を促しています。学校生活で男女が対等に活躍できる雰囲気づくりや、性別にかかわらず、幅広く進路を選択できる支援を行います。

小学校では教諭の65%を女性が占めていますが、教頭、校長と役職が上がるとその割合は2割程度になります。また、中学校、高等学校と教育レベルが上がるにつれ女性教諭の割合は低くなり、さらにいずれの役職も女性の割合は少なくなっています。

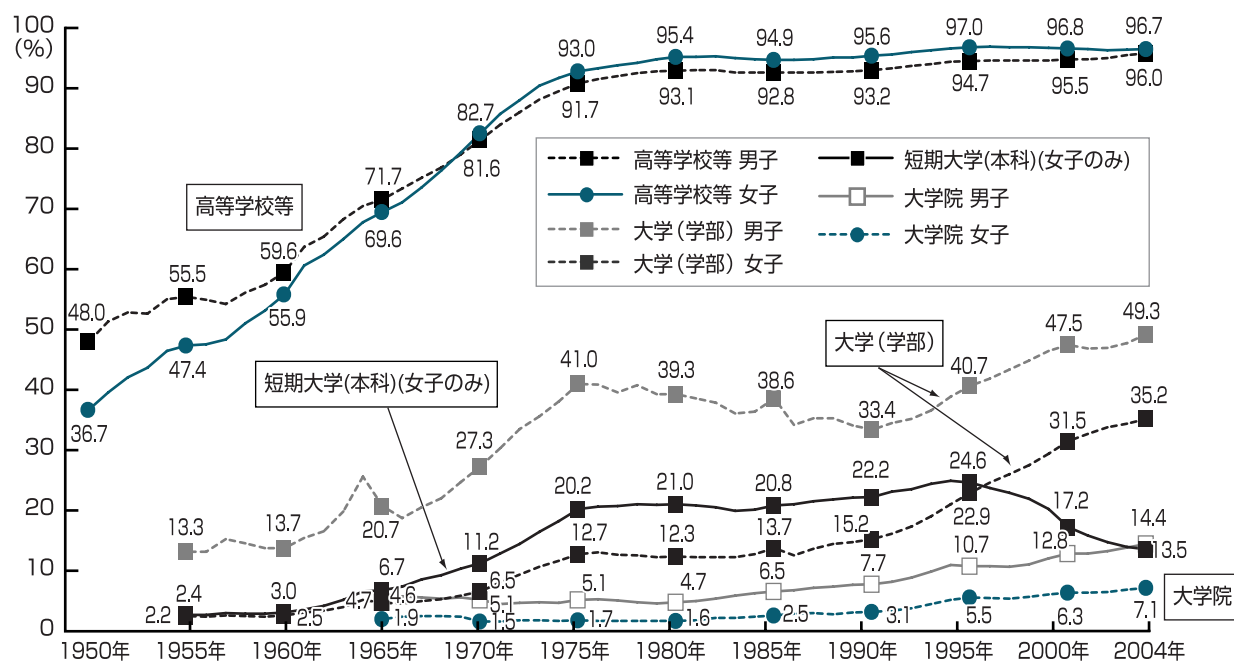
女性の管理職が少ないといった学校現場の状況は、無意識のうちに男女間の役割を固定的にとらえてしまうことにつながりかねません。より積極的な男女平等教育を進めていくために、教職員自身の男女平等意識を高める研修や、男女共同参画の視点に立った職場づくりの推進を図ります。

また、学校生活において、子どもたちは教科学習だけではなく、集団生活での社会性やコミュニケーションづくりを学びます。保育所、幼稚園、学校における男女平等教育の一環として、男女が互いを尊重し、生命を大切にする人権教育としての性教育を、発達段階に応じた教材や内容を考慮しながら進めます。

※隠れたカリキュラム

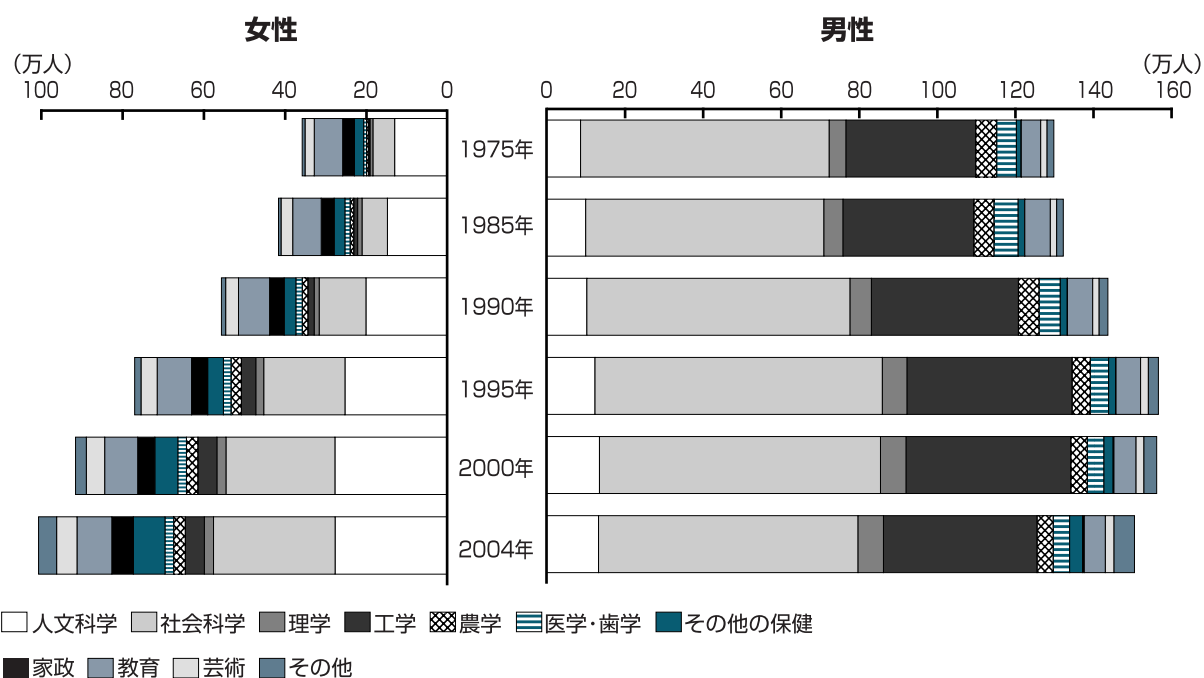
正規のカリキュラムに対して、無意識のうちに子ども達に伝達している固定的な性別役割分担意識などをいう。日常的な習慣や学校行事、クラブ活動等における男女の役割分担、男性が大半を占める管理職の状況、男子優先の男女別名簿、男女を意識した進路指導などが挙げられる。

● 学校種類別進学率の推移（全国）



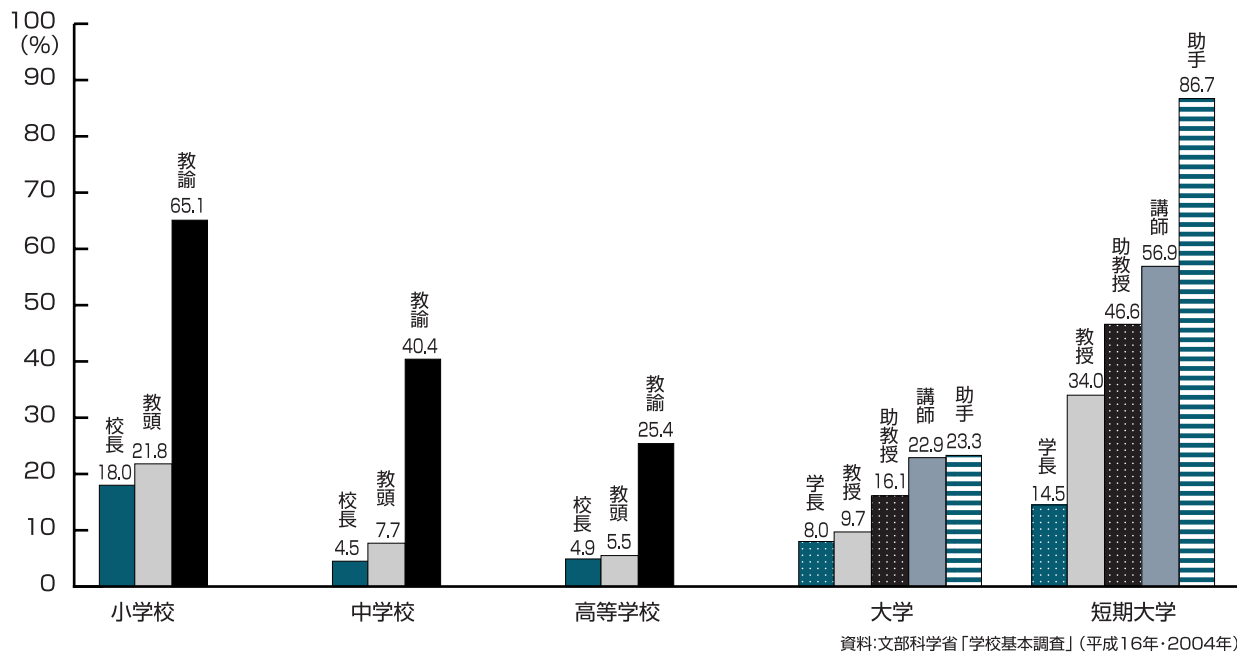
資料:文部科学省「学校基本調査」

● 専門分野別にみた学生数（大学学部）の推移（全国）

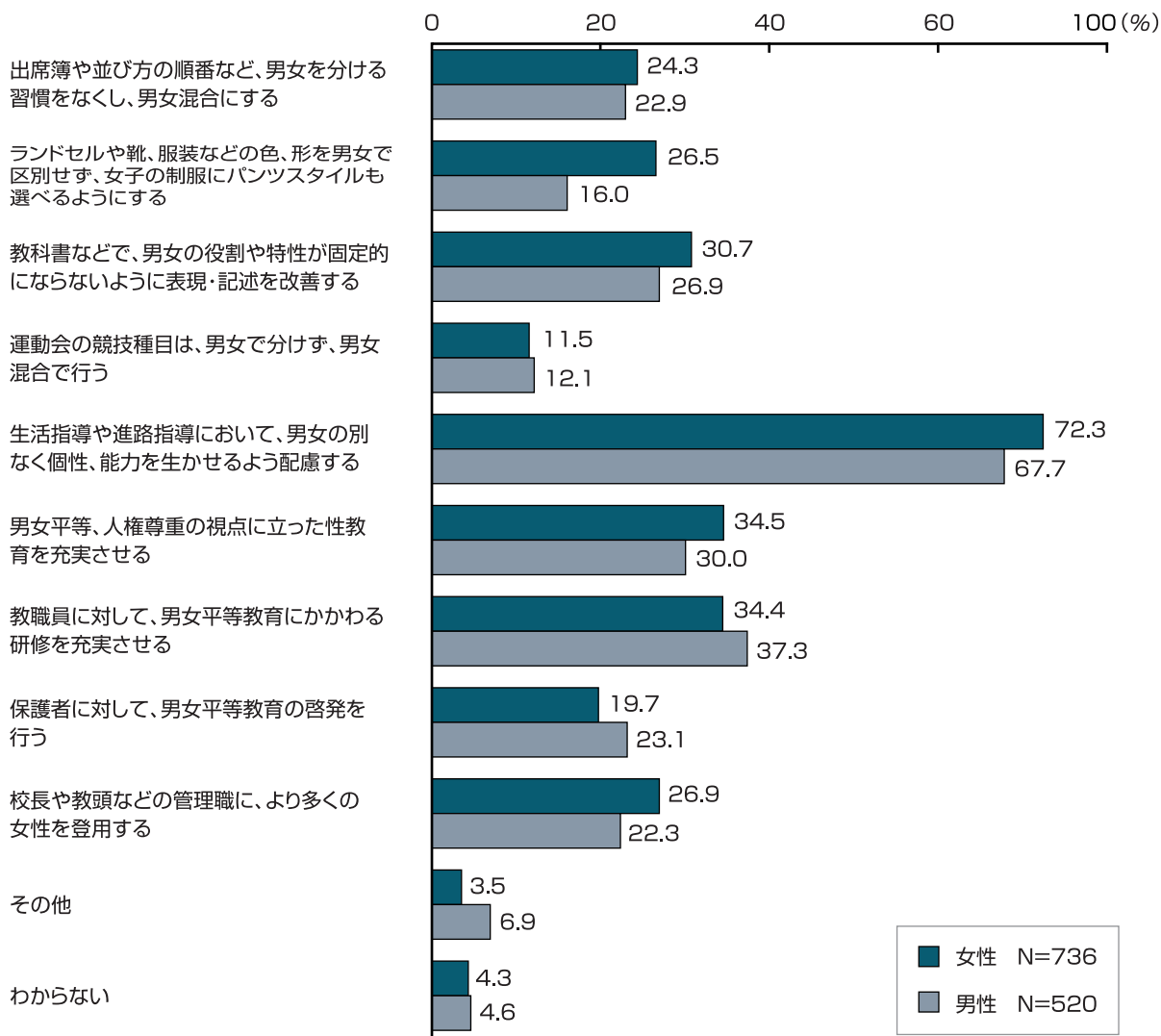


資料:文部科学省「学校基本調査」

● 教員総数に占める女性の割合（初等中等教育、高等教育）（全国）



● 男女平等教育のために必要だと思うこと（天理市）



基本施策1 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

	具体的施策	担当課
10	●男女平等教育に関する研究の推進 指導方法やカリキュラム、教材研究など教員による自主的な男女平等教育の研究を推進し、指導力の向上を図ります。	学校教育課 児童福祉課 教育総合センター
11	●男女平等教育に関する研修の充実 教員の男女平等意識を高めるとともに、誰もが男女平等教育に取り組めるよう指導方法等の共有化を図る研修を充実します。	教育総合センター 学校教育課 児童福祉課

基本施策2 進路指導、学校生活等における男女平等の浸透

	具体的施策	担当課
12	●多様な職業観を獲得するキャリア教育※の推進 職業体験学習などを通して、性別にかかわらず幅広く職業選択の可能性を提示する機会を提供します。	学校教育課
13	●学校生活の役割における男女平等の徹底 性別にかかわらずリーダー的役割を担い、集団をまとめる力量形成の機会を作ります。	学校教育課

基本施策3 男女共同参画の視点に立った学校運営

	具体的施策	担当課
14	●職員の職務分担における男女共同参画の推進 教科指導以外での分担において男女の固定的役割分担になっていないかを点検し、男女共同参画を実践します。	学校教育課
15	●女性教職員の管理職登用の促進 女性教職員に対して管理職試験への積極的受験を促します。	教育総務課

基本施策4 人権の視点に立った性教育

	具体的施策	担当課
16	●年齢段階に応じた性教育教材、カリキュラムの研究 発達段階に応じた自尊感情の確立と性の理解を促す教材、カリキュラム研究を推進します。	学校教育課 教育総合センター
17	●関連機関と連携した性教育の推進 専門的知識や事例を豊富にもつ関連機関と連携して、性に対する正しい理解の浸透を図ります。	学校教育課 健康推進課 男女共同参画課

※キャリア教育

児童生徒一人一人のキャリア（生涯従事する仕事や生き方）発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育て、しっかりとした勤労観、職業観を身につけることを目的とした教育のこと。

基本課題 3 . 男女共同参画の視点に立った家庭・地域における学習

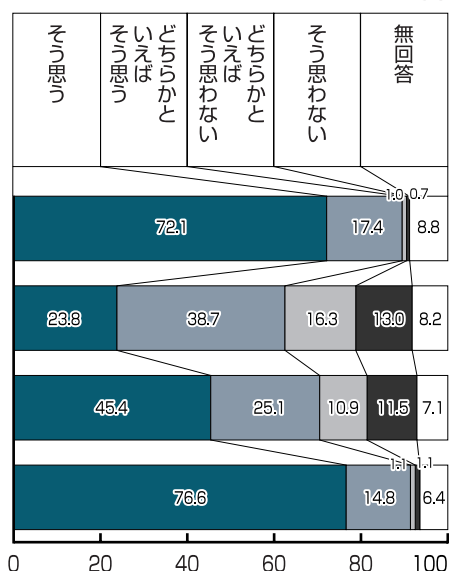
「男のくせに、女のくせに」とか「男(女)だから～しなければならない」といった意識づけは、誕生時から成長過程で社会や周囲の大人による影響を大きく受けます。家庭教育のあり方は子どもの成長に直接に大きな影響をおよぼすため、さまざまな機会をとらえて、家庭における男女平等を進めるための学習が必要となります。

成人では、健康寿命が伸びたことや余暇時間の増大により、中高年層を中心に生涯学習活動が活発に行われるようになっていきます。生きがいをもって、より心の豊かさを感じられる生き方を求める人は多く増えており、こういった面からも生涯学習の重要性は高まっています。

人生80年時代となり、社会の状況や人々の価値観が大きく変化する中で、より豊かな人生を送ろうとすれば、時代の変化にも柔軟に対応し、自らを変えていける意識変革が求められます。こういった点で、学習がより豊かな生き方につながるためには、男女共同参画の視点が欠かせないといえます。さまざまなテーマをとらえて、男女平等、男女共同参画の視点に立った学習機会を提供します。そのために、いつでも学びたい時に学びたい人が学べる環境の整備を進めます。

● 子育てについての考え（天理市）

女性 N=736



女の子・男の子にこだわらず、個性や能力に応じて育てるのがよい

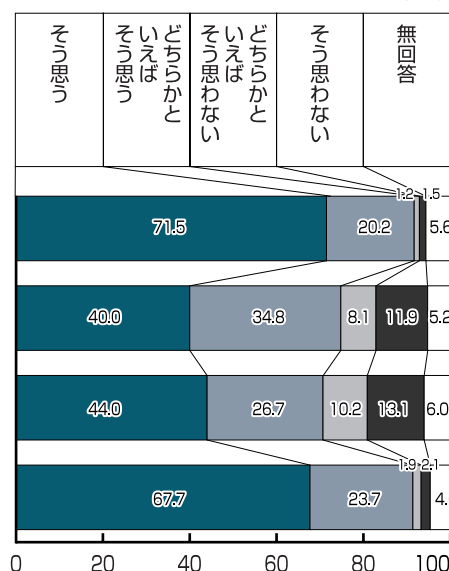
女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てるのがよい

子どもが3歳くらいまでは家庭で母親が育てるべきである

父母が共に力を合わせて育児にあたるのがよい

男性

N=520



天理市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」(平成16年・2004年)

基本施策1 家庭教育における男女平等意識の浸透

	具体的施策	担当課
18	●家庭における男女平等意識の浸透 男女平等、男女共同参画の意識啓発を図る家庭教育を推進します。	児童福祉課 学校教育課 男女共同参画課
19	●父親の子育て参加の促進 男女の役割を固定的にとらえずに、子育てに男女がともにかかわることを促進します。	児童福祉課 学校教育課 男女共同参画課

基本施策2 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

	具体的施策	担当課
20	●男女共同参画をテーマにした講座等の開催 講座等のテーマに男女共同参画を取り上げ、理解を進めます。	生涯学習課 男女共同参画課 人権啓発課
21	●市民の主体的な学習活動における男女共同参画の促進 公民館活動をはじめとする市民の主体的な活動が、男女共同参画で進められるよう促進します。	生涯学習課

基本施策3 女性のエンパワメントとリーダーの育成

	具体的施策	担当課
22	●女性のリーダー養成機会の充実 地域リーダー養成講座などの女性のエンパワメント※につながる機会を充実します。	男女共同参画課 生涯学習課
23	●女性の企画運営能力開発機会の拡大 女性グループのネットワーク化やフォーラム等の市民企画などを通じて、女性が企画運営能力を発揮する機会を増やします。	男女共同参画課 生涯学習課

基本施策4 学習環境の整備

	具体的施策	担当課
24	●情報提供の充実 情報誌、広報、市ホームページ、地域組織の回覧など、さまざまな手段で情報提供を行うとともに、情報内容の充実を図ります。	生涯学習課 男女共同参画課 自治振興課
25	●誰もが学習に参加しやすい条件整備 開催時間の配慮や一時保育実施など、誰もが参加しやすい条件に工夫して環境整備を進めます。	生涯学習課 男女共同参画課 文化センター

※エンパワメント

個人の潜在的能力を開発し、自己の権利や自尊心を回復することにより、経済力のみならず、政治的・社会的な意思決定に参画し、さまざまな場面において自分自身で決定できる力をもつことを意味する。

基本課題 4 . 女性に対する暴力の根絶

セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)やドメスティック・バイオレンス※(配偶者・パートナーからの暴力、以下「DV」という)、ストーカー行為※などは、その被害者の圧倒的多数が女性であり、男女間の力の格差や女性を対等にみない男性の意識が背景にある人権にかかわる問題です。

市民意識調査からは、セクシュアル・ハラスメントが就労の場だけでなく、地域や学校でも起こっていることがわかります。職場だけでなく、学校におけるスクール・セクシュアル・ハラスメントに対しても、迅速で厳正な対応と問題を未然に防ぐための取組を進めます。

DVについては、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数をみると、奈良県は近畿の府県の中では最も件数が少ない状況ですが、この数値を単純に被害が少ないと楽観はできません。DVは長らく家庭内の問題として、被害の実態が明らかにされず、女性の人権問題として社会的に認識されるようになったのはごく最近のことです。実際には被害を受けていても、誰にも相談できない、配偶者暴力相談支援センターがあることさえ知らないといった状況も考えられます。配偶者暴力防止法を周知し、社会的に解決すべき問題であるという認識やDVには、身体的暴力だけではなく、精神的、経済的、社会的暴力等も含まれることを周知させる必要があります。

女性に対する暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを認識し、さらにその背景にある意識などDVを生む社会的な土壌について理解を深め、暴力を許さない社会意識の醸成を進めます。

さらに被害が潜在化しないような相談体制、具体的な生活の立て直しを可能にする関係機関の連携体制など被害者への支援については、十分な配慮のもと取り組みます。

また、暴力をふるう側の意識、生活態度を変革し、暴力によらないコミュニケーションの方法を探るためのプログラム研究など、加害者にならないための取組も検討します。

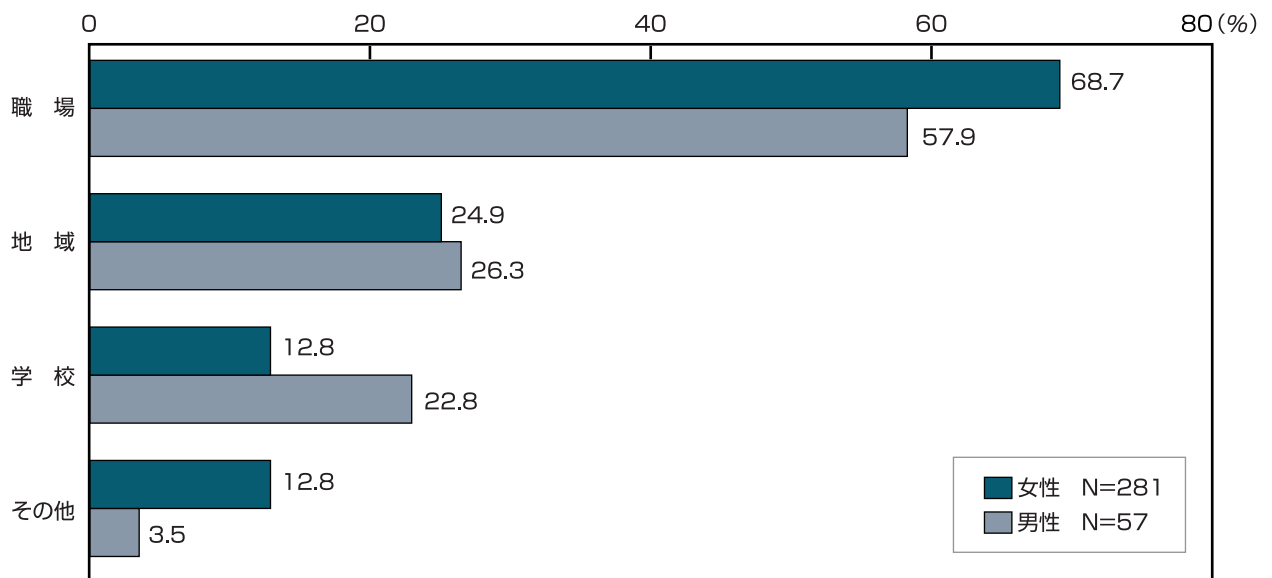
※ドメスティック・バイオレンス(DV)

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある男女(パートナー)間における暴力を指す。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、心理的な苦痛を与える精神的暴力、性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれる。被害者のほとんどが女性であることから「夫から妻への暴力」といわれている。平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する法律」(「DV防止法」)が施行され、平成16年(2004年)には一部改正され、強化が図られている。

※ストーカー行為

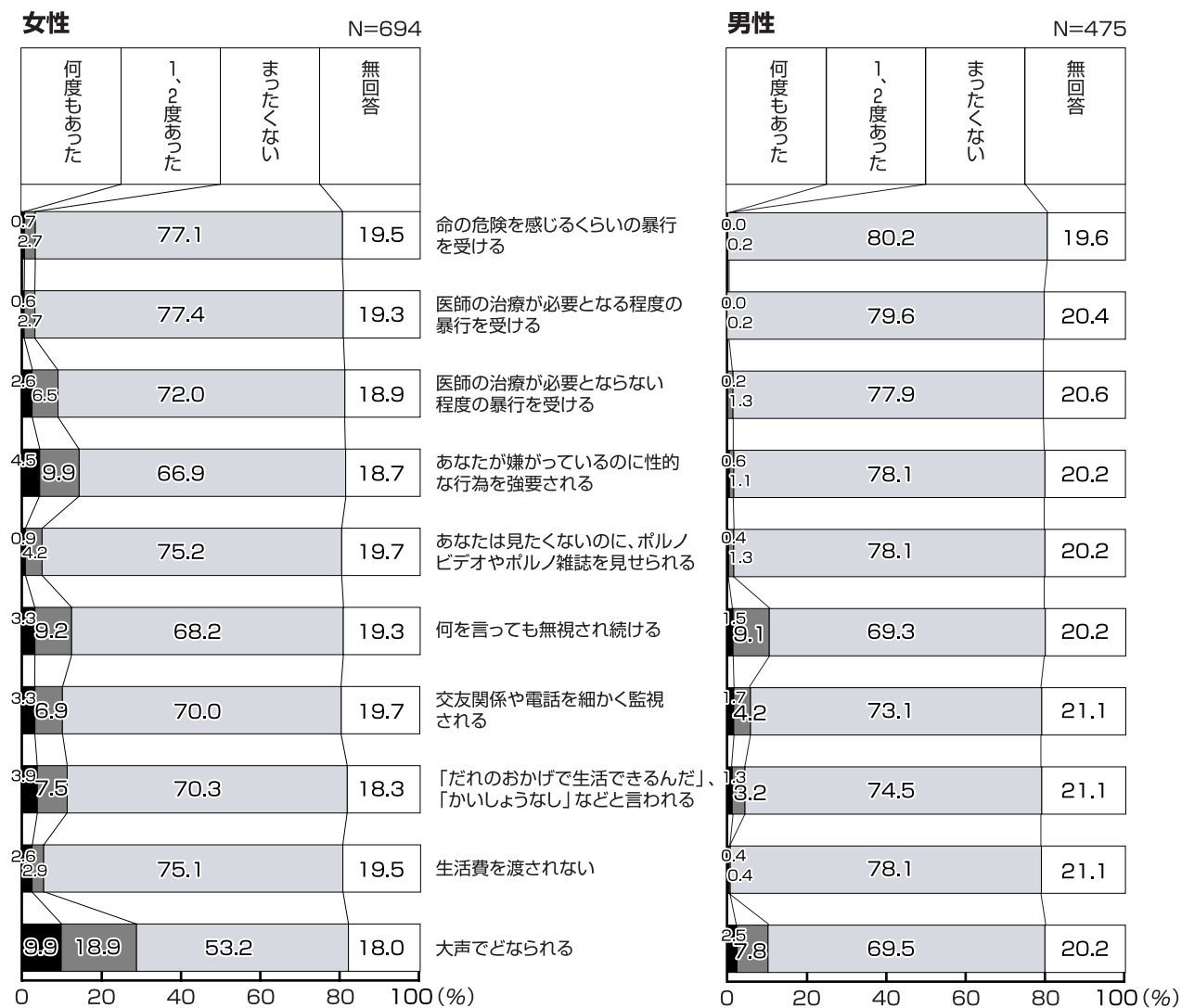
一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、執拗な「つきまとい」など、相手に迷惑や攻撃を与える行為。2000年(平成12年)に「ストーカー規制法」が制定され、定義が明確化されるとともに、処罰の対象となった。

● セクシュアル・ハラスメントの経験者が被害を受けた場所（天理市）



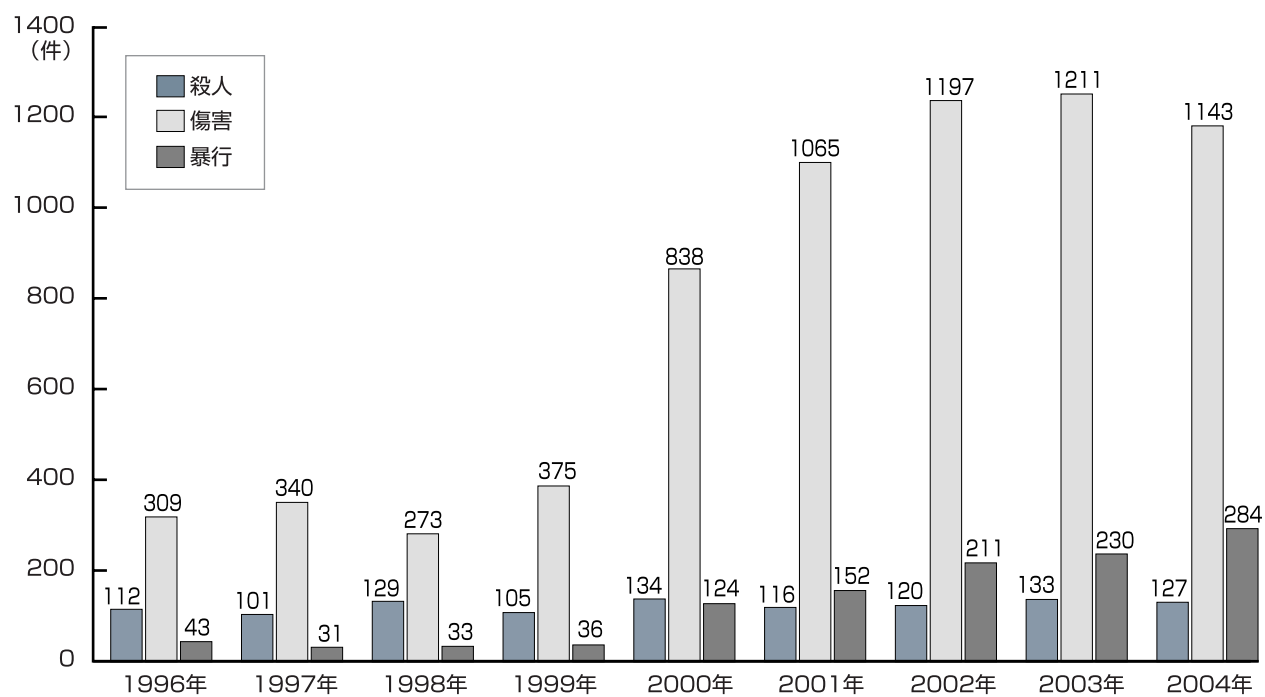
資料:天理市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」(平成16年・2004年)

● ドメスティック・バイオレンスにあたる行為の経験（天理市）



資料:天理市「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」(平成16年・2004年)

● 夫から妻への犯罪の検挙状況（全国）



資料：警察庁

● 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数

(件)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
2002年度	772	809	3,417	850	429	464
2003年度	1,012	840	4,173	1,050	452	474
2004年度	1,046	1,025	4,084	805	512	593

資料：内閣府

基本施策 1 暴力を許さない社会への意識啓発

	具体的施策	担当課
26	● 女性に対する暴力の社会的認識の浸透 女性に対する暴力が人権侵害であることや、暴力が起こる社会的背景についての理解を深める啓発を進めます。	男女共同参画課 児童福祉課 健康推進課 人権啓発課
27	● セクシュアル・ハラスメント防止のための環境づくり 職場や学校・地域におけるセクシュアル・ハラスメントに対する認識を深め、被害を未然に防ぐための取組を進めます。	全課

基本施策2 被害者に対する支援

	具体的施策	担当課
28	●相談体制の充実 電話、面接による気軽に相談できる体制を充実します。	男女共同参画課 児童福祉課 自治振興課 人事課 健康推進課
29	●関係機関と連携した具体的支援の実施 県や関係機関と連携して、緊急一時保護、救援活動、カウンセリングなどの支援を行います。	男女共同参画課 児童福祉課 商工観光課 健康推進課
30	●窓口対応における被害者保護の徹底 DV・ストーカー被害者を保護するために窓口対応についての職員間の認識を共有化し、保護の徹底を図ります。	市民課
31	●個人情報の保護体制の強化 全庁的に個人情報に対する保護体制を強化するとともに、職員の認識の徹底を図ります。	全課

基本施策3 加害者に対する取組

	具体的施策	担当課
32	●加害者にならないための取組の検討 暴力の根底にある加害者自身の問題や、その克服のための方向を探り、県や近隣自治体、NPO*等と協働して更生プログラムの構築を図ります。	男女共同参画課

※NPO (Non Profit Organization)

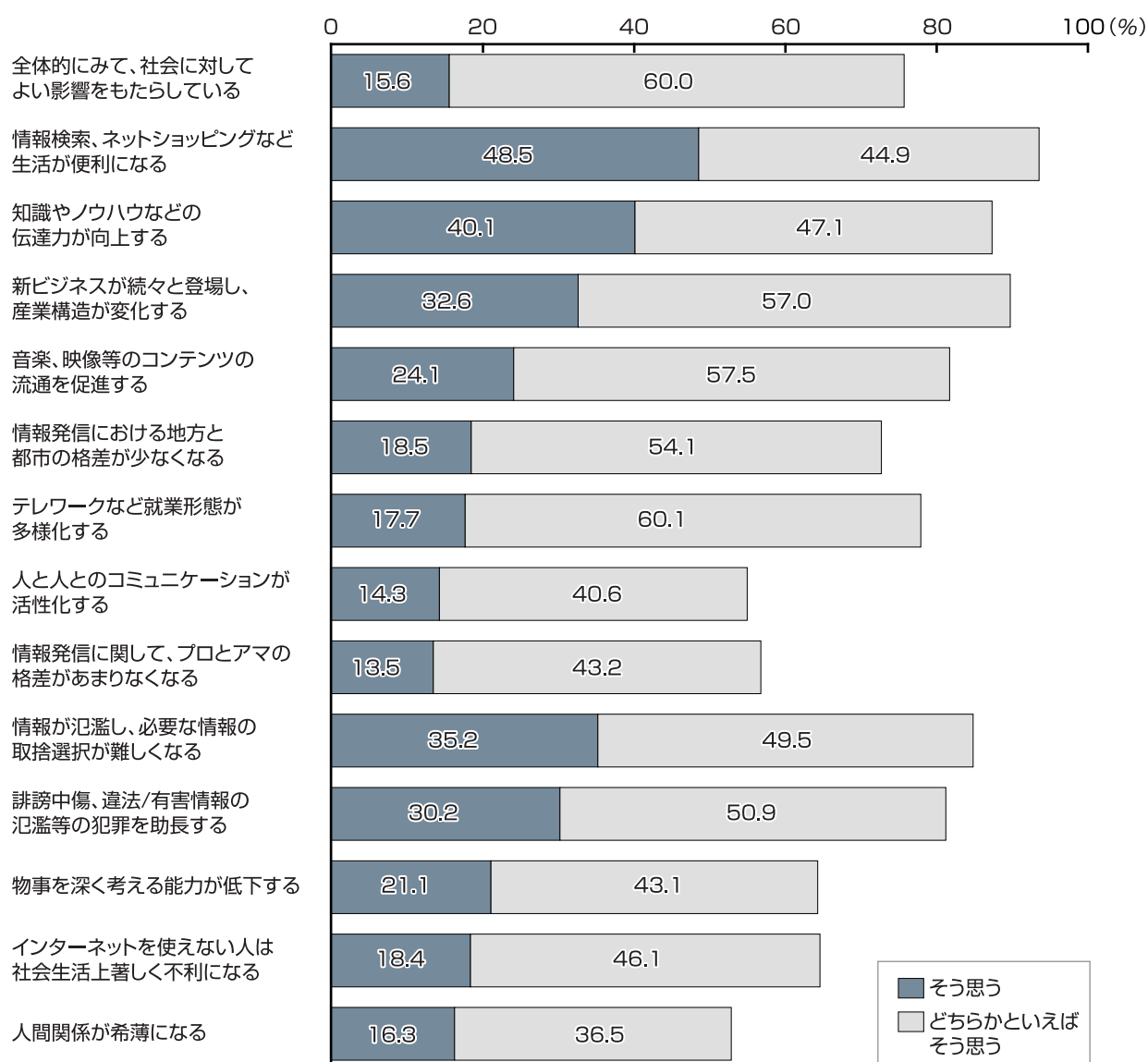
民間非営利組織。福祉、環境、まちづくり、人権・平和など多様な分野で自主的な社会活動を行っている。1998年（平成10年）3月にはNPOに法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法（NPO法）」が成立。



基本課題 5. 男女共同参画の視点に立った情報活用

近年の情報関連技術の発達は目覚しく、その代表的なものである携帯電話やインターネットの普及は私たちの生活スタイルを大きく変化させました。中でもインターネットは場所や時間を問わずアクセスできて、個人単位での情報の受発信を容易にしました。情報通信技術は、私たちに多くの便利さをもたらしてくれる半面、ネット上の人権侵害や情報の不法取得による犯罪の多発など負の側面が大きな社会問題となっています。

● インターネットの社会的影響（全国）



資料：総務省「平成17年版情報通信白書」

また、私たちは、インターネットだけでなく、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌など多様な情報媒体からあふれるような情報を日々受け取っています。さまざまな情報の中には、男女平等の観点からみて不適切な内容や女性を性的対象物として扱ったものもみられます。このような時代だからこそ、自分にとって何が必要で正しい情報であるのかを見極め、取捨選択を行う判断力を身につけることが重要になっています。

情報の活用能力を高めることは、主体的に生きるための大切な力ともなるため、それぞれの情報もつ性格を知り、自分の力で判断するための学習機会を提供します。

また、行政機関は市民に対して多数の情報を発信していますが、公的機関が発信する情報は、男女共同参画を推進する内容になるよう、カットやイラストの表現等も含め、あらゆる角度から男女平等の視点に立った点検を行います。

基本施策1 メディアからの情報を読み解く能力の向上

	具体的施策	担当課
33	●情報の読解力を高める講座の開催 媒体ごとの特性を理解し、受け取る情報を多様な角度から解読する力を身につける講座を開催します。	男女共同参画課 生涯学習課

基本施策2 情報収集・発信能力の向上

	具体的施策	担当課
34	●情報活用能力を向上する講座の開催 パソコンやインターネットの活用をはじめとする情報収集・加工能力を身につける講座を開催します。	生涯学習課
35	●情報発信力向上の支援 編集作業やホームページ作成など、さまざまな表現活動のノウハウを獲得する機会を提供します。	生涯学習課 男女共同参画課

基本施策3 男女共同参画の視点に立った市の刊行物発行

	具体的施策	担当課
36	●人権尊重の観点による広報紙等刊行物の点検 職員の人権意識の向上に努め、性や年代などさまざまな立場から刊行物の内容について点検を行います。	全課
37	●表現ハンドブック等の活用の徹底 国や県が発行する表現ハンドブック等を活用して、男女共同参画の視点に立った表現の見直しを進めます。	全課